

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和5年6月9日

長崎県知事 大石 賢 吾

令和4年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）

令和4年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54,065千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111,819千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 14,712	千円 △800	千円 13,912
	1 繰越金	14,712	△800	13,912
3 諸収入		149,471	△53,265	96,206
	1 貸付金元利収入	149,471	△53,265	96,206
歳入合計		165,884	△54,065	111,819

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 商 工 費		千円 165,884	千円 △54,065	千円 111,819
	1 商工業費	16,163	△800	15,363
	2 公 債 費	149,721	△53,265	96,456
歳 出 合 計		165,884	△54,065	111,819